

ストロンチウム九十等に関する質問主意書

本年二月六日、昨年九月の段階で、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）二号機の海側にある井戸水のストロンチウム九十を主とするベータ線を出す放射性物質の濃度が一リットル当たり五百万ベクレル（放出濃度限度の約十七万倍）であったとの報道があった。また、本年二月二十四日に、昨年八月に発生した汚染水三百トンの漏洩事故で、ストロンチウム九十等ベータ線を出す放射性物質の濃度が、当初発表の十倍の一リットル当たり八億ベクレルであった可能性もあるとの東京電力株式会社による訂正（以下「東京電力による訂正」という。）があった。これらの井戸水や周辺タンク群からの漏洩汚染水が海へと滲み出ていることは今や東京電力も認めているところである。

ストロンチウム九十は一旦体に入るとほとんど排出されず（体内半減期十八年）、また、セシウムと異なり土壌吸着が弱く、はるかに危険な物質だとされている。

ストロンチウム九十の汚染水を閉じ込め海に流出させないよう、府省間の縦割りを超えて国として取り組み、国民の食の不安を解消すべく行政の責任を果たすべきとの観点から、本年二月二十八日に被災地の市民団体とともに行った関係府省との意見交換の内容を踏まえ、以下質問する。

質問主意書	答弁書	コメント
<p>質問第四九号</p> <p>ストロンチウム九十等に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。</p> <p>平成二十六年三月二十日 川 田 龍 平 参議院議長 山 崎 正 昭 殿</p>	<p>答弁書第 四九号</p> <p>内閣参質一八六第 四九号</p> <p>平成二十六年 三月二十八日</p> <p>内閣総理大臣 安 倍 晋 三 参議院議長 山 崎 正 昭 殿</p> <p>参議院議員川田龍平君提出ストロンチウム九十等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p>	<p>3月20日提出、3月28日答弁書受領</p>

<p>一 ストロンチウム九十が体内に入った場合の挙動や有害性について明らかにされたい。</p> <p>二 ストロンチウム九十は歯や骨に蓄積するだけでなく、人間や生物体内のカルシウムに代替するとの指摘があるが、その点につき、政府の見解を明らかにされたい。</p> <p>三 ストロンチウム九十の人体への有害性について、明確になっていない場合には、現状より慎重な規制方針を採るべきと考えるが、いかがか。</p> <p>四 ストロンチウム九十の有害性に関する研究体制はどのようになっているのか。</p> <p>五 高濃度のストロンチウム九十を含む汚染水が、海洋へ流出していることを政府は認めるのか。</p>	<p>一から三までについて</p> <p>御指摘の「ストロンチウム九十は歯や骨に蓄積するだけでなく、人間や生物体内のカルシウムに代替する」の意味するところが必ずしも明らかでないが、ストロンチウム九十はカルシウムと化学的な性質が類似していることから、体内に取り込まれた後、一部は血液を通じて骨に沈着し、一部は尿等と共に体外に排出されるものと承知している。また、骨に沈着したストロンチウム九十が発する放射線は、内部被ばくをもたらすものと承知している。</p> <p>四について</p> <p>お尋ねについては、例えば、独立行政法人放射線医学総合研究所において、ストロンチウム九十を含む放射性物質による内部被ばく線量の評価に関する研究が行われている。</p> <p>五について</p> <p>御指摘の「高濃度のストロンチウム九十を含む汚染水」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。なお、放射性物質により汚染された地下水の東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の港湾内への流出が、東京電力により明ら</p>	<p>ストロンチウム90が体内に入った場合の有害性について、国の見解を問うた。</p> <p>「体内に取り込まれた場合一部は骨に沈着し、一部は体外に排出される。骨に沈着したストロンチウム90が発する放射線は内部被ばくをもたらす。」と、ありきたりの答弁である。<u>質問した人体への有害性についてその蓄積性や造血機能への影響そしてどのような症状が現れるのかなど、なぜ具体的な答弁ができないのか誠意が疑われる。</u></p> <p>放医研の研究成果報告を見たい。</p> <p>ストロンチウム90を含むβ核種が8億ベクレル/リットルもの排水（排水放出濃度限度30Bq/Lの2700万倍）が300トンも漏洩したことは質問前文に記載されている。これを高濃度としたが、その意味がわからないとはどういうことか。言葉尻を捉え勿体ぶっているとしか言いようがない。</p>
--	---	--

<p>六 福島原発炉心冷却汚染水の海洋への流出の実態は判明しているのか。どこからどのように海洋へ流出しているのか、海洋へ流出した汚染水はどのように拡散しているのか示されたい。また、海底の土砂の汚染状況はどのようにになっているのか示されたい。特にストロンチウム九十とプルトニウムについてはどのように海洋へ拡散しているのか、季節による違いも踏まえて示されたい。</p> <p>七 海洋に流出した汚染水中にはストロンチウム九十以外に、どのような放射性物質が含まれていると認識しているのか、全て挙げられたい。また、そのうち、今後有害性が問題になる可能性があると考えている物質がある場合には、その物質名を挙げられたい。</p>	<p>かにされており、政府としては、汚染水が海洋に漏えいしないよう、対策を講じているところである。</p> <p>六及び七について 東京電力福島第一原子力発電所においては、汚染水貯水タンクからの汚染水の漏えい等の個々の事象は発生しているが、同発電所の港湾外における海水の放射線モニタリングの結果によれば、放射性物質の濃度は検出できないほど低いか、基準濃度をはるかに下回っている状況にある。このため、汚染水による放射性物質の影響が見られるのは同発電所の港湾内の〇・三平方キロメートルに完全にブロックされており、全体として状況はコントロールされていると考えている。</p>	<p>港湾内に流出しているところまでは認めているが、海洋へは漏洩していないよう対策を講じているとのことだ。どのような対策を講じているのか知りたい。干満により海水は港湾内外を自由に出入りしている海水に溶解した放射性物質だけが海洋に出ないという理屈は通らない。また、前記300トン漏洩は汚染水タンクからのものであり構内の排水溝を通り直接海洋へ出ているとしか考えられない。汚染水の全てが港湾内に滲出しているわけでない、海洋直接流出については答弁していない。</p> <p>「港湾内に放射性物質は完全にブロックされており全体として状況はコントロールされている」と安部総理のオリンピック招致 IOC 総会での発言そのままの答弁である。「港湾外の放射性物質の濃度は検出できないほどか、もしくは基準濃度をはるかに下回っている」とのことだ。港湾外、海洋の放射性物質の基準はない、あるのは敷地外への放出基準だけだ。港湾内は敷地とみなす発想のようだが、港湾内といえどもそこは公共用の水域である（環境省見解）。敷地から港湾への滲出水の濃度が基準と比較しどうか問題なのだ。港湾外北・海域で放射性セシウム高度汚染アイナメ（25800Bq/kg）が捕獲（2012年8月太田川河口）され、水研センターの見解は港湾内から出てきたものと</p>
--	--	---

<p>八 二〇一二年六月に放射性物質も環境基本法により規制されることになり一年半が経過した。環境基本法改正前の第十三条に明文化されていた「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置」は現時点では具体的にどのように講じられているのか。また、放射性物質の規制の要となる環境基本法第十六条の放射性物質の「環境基準」がまだ定められていないことは行政の不作為ではないか。</p>	<p>八について 御指摘の「措置」としては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する規制並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）に基づく放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いに関する規制</p>	<p>推定している。また原発沖1km先海水のセシウム137濃度の異常値（事故前最高値の800倍：昨年10月22日）が見出されている。これで完全にブロックされていると言えるはずはない。誰もそのような詭弁を信じないであろう。国がこのような非科学的なことを言い張ることは恥ずかしくないのだろうか。<u>政府は汚染水が完全にブロックされているので、放射性物質の拡散や、問七について答えていない。</u> <u>このような硬直した姿勢が原発事故を招来したのではないか。事故から教訓を汲んでいない答弁だ。</u></p> <p>この答弁は環境基本法の「措置」の定義をわかっていない。「環境基本法の解説」（平成6年1月環境庁、発行棚ぎょうせい）p173に「防止のための措置」とは、「環境基本法の第二章の各条に定められている措置を指す。」とある。中身は以下の通り。</p> <p><u>環境基本計画</u> <u>環境基準</u> 特定地域における公害の防止 <u>国が講ずる環境の保全のための施策等</u> <u>地球環境保全等に関する国際協力等</u> 地方公共団体の施策 費用負担及び財政措置等</p> <p>このような「措置」が放射性物質について講じられな</p>
---	--	--

<p>九 「世界で放射能の環境基準を制定している国はない」との見解が二月二十八日の意見交換の席で環境省から示されたが、世界最高の原子力規制をするという原子力規制委員会の姿勢から後退した考えではないか、政府の見解を示されたい。</p> <p>十 原子力発電所再稼働の前に、放射性物質の環境規制（環境基準、同基準を達成する排出基準、ストロンチウム九十その他の食品の摂取基準など）に係る法整備を行うべきではないか。</p>	<p>のほか、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づく放射性物質による大気汚染の状況の監視、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に基づく放射性物質による公共用水域等の水質汚濁の状況の監視等の措置が講じられている。また、放射性物質に係る環境基準については、従来の環境汚染物質に対する環境基準の仕組みを放射性物質による環境汚染の防止のために活用できるかを含め、現在、諸外国の制度について情報収集を行いつつ、検討しているところである。</p> <p>九について 御指摘の「二月二十八日の意見交換」における、諸外国の放射性物質に係る環境基準に関する環境省の職員の説明は、原子力規制委員会の規制に対する姿勢について述べたものではない。</p> <p>十について 原子炉の運転に関する規制については、原子炉等規制法により、既に必要な措置が講じられていることから、新たな法整備を行う必要はないと考えている。</p>	<p>なければならない。中でも最初に行う措置は「環境基準」の設定であろう。答弁の「汚染状況の監視」は環境基準値がないままの監視であり、言葉だけのものだ。</p> <p>一番先にやらなければいけない環境の基準が未だ情報収集・検討段階とは一体何をしているのであろうか。やる気がないとしか思えない。3・11以前と何ら変わりがない監視状態だ。</p> <p>田中原子力規制委員長が言う「<u>世界一の厳しい規制</u>」とは原子力施設のハード面以上に、<u>厳しい罰則を伴う環境規制が最も望まれている。</u></p> <p>しっかりと世界一厳しい環境規制を行ってほしい。現在の新規制基準審査は原子力発電所など敷地内にかかわるハード面が主であり、環境規制は全くなおざりにされている。</p> <p><u>質問事項に対し、全般的な外れの答えだ。</u> <u>放射性物質の環境規制を問うているのに、原子炉の運転に関する規制を答えている。原子力規制が経産省から環境省、原子力規制委員会に移行した意味がわかっているのだろうか。何を考えているのか、再質問したい。</u></p>
--	---	---

<p>十一 二〇一三年八月二十一日に、福島原発で高濃度の放射能汚染水がタンクから漏れた問題について、原子力規制委員会は国際原子力事象評価尺度（INES）のレベル三（重大な異常事象）に相当すると発表した。ところが、東京電力による訂正も発生している。このような状況を踏まえても、まだレベル三としたままでよいのか。</p>	<p>十一について 平成二十五年八月十九日に発生した東京電力福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンクから汚染水が漏れ出すという事象（以下「漏えい事象」という。）に対する国際原子力・放射線事象評価尺度を用いた評価（以下「INES評価」という。）については、漏えい事象の発生初期の段階において、最終的なINES評価を適切に実施する上で必要な全ての情報を正確に把握することが困難であったことから、暫定値として評価しているところである。原子力規制庁においては、東京電力に対し、漏えい事象について、詳細な調査や確認を行った上で、最終的なINES評価を適切に実施するために必要な情報も含めて報告するよう指示しており、当該報告を受け、その妥当性の確認等を行い、最終的なINES評価を適切に実施することを考えている。</p>	<p>レベル3と暫定的に評価したとのことだ。 レベル3（重大な異常事象）の評価は、基準1：所外への影響（放射性物質の極めて少量の外部放出）とある。ここでは「外部放出」となっている。では少なくとも8月21日時点では外部放出があったことを認めていることになる。この汚染水は排水溝から港湾外の外洋へ直接放出されたようである。港湾でブロックされているというが、直接敷地外へ放出されている点について国際社会にどう説明するのか。 <u>未だに最終的なINES評価がなされていない、報告書がまだ提出されていないのか。</u> オリンピックがらみで評価を公表できないのか。</p>
<p>十二 現在も福島原発事故による原子力緊急事態宣言が継続中であって、解除されていないことについて、国はウェブサイト等で国民に一目で分かるよう、周知を図るべきではないか。</p>	<p>十二について 御指摘の「原子力緊急事態宣言」において公示された原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項各号に掲げる事項は、首相官邸のホームページにおいて公表している。また、同法第二十条第六項の規定に基づき、同法第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる</p>	<p>多くの人は未だに「原子力緊急事態宣言中」にあることを知らない。<u>首相官邸のホームページを見た</u>が「緊急事態宣言中」との表示は見当たらない。公表しているとは「新着情報」として発表されたものであり、すぐに埋没していくニュース的な扱いと思われる。いずれHPを見ても探すことができない、<u>国民への注意喚起と官邸の決意のもと、緊急事態解除までは大</u></p>

右質問する。	事項を変更した場合においても、当該ホームページにおいて、その都度公表している。	<u>大きく掲げ非常事態の警鐘を鳴らし国の人々の協力を訴え続けるべきではないか。国が福島事故を厳しく重く受け止め国をあげて解決に向かうことが大切である。HPのどこに出ているのかわからない、このようなやり方は、国が事故を風化させようとしているとしか考えられない。</u>
--------	---	--

(コメント：三陸の海を放射能から守る岩手の会永田作成)